

負担区分表

別紙 2

	市負担	指定管理負担
機器等の調達に関する事		○
機器等の設置工事に関する事		○
機器等の保守・点検・修繕に関する事		○
キャッシュレス等決済に関する事		○
利用料に関する事		○
清掃に関する事		○
消耗品に関する事		○
電気代に関する事	△ 個メーターの設置が不可の場合等切り分けが困難な場合は、双方協議の上決定	○ 機器等の設置に伴い必要となる電気代は、指定管理者にて個メーターを設置の上、原則事業者負担
駐車場内での事故対応に関する事	△ 内容により指定管理者と協議の上対応	○ 駐車場内の運用等に起因する可能性がある場合、指定管理者による対応を基本とする
利用者からのクレーム対応に関する事		○
指定管理者にて設置した機器等の破損及びそれに起因する事故対応		○
市側で設置した駐車・駐輪設備や建物外壁、付属設備等の破損及びそれに起因する事故対応	○	
駐車場損害保険への加入		○
駐車場内のサイン	○ 順路サイン等を設置	△ 左記以外で提案がある場合は、市が認める範囲で指定管理者の負担により設置可能
長期駐車等の対応に関する事		○ 警告、移動、処分等